

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年5月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300352 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 2400004 号

第 1 結論

昭和 51 年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年*月

私は、当時、両親と同じ職場で仕事（自営業）をしており、国民年金の加入手続は、20 歳を契機に父親が A 市役所で行い、保険料についても、父親が 20 歳になった月から未納なく納付したと聞いている。父親は、市役所で言われたとおりに手続をし、納付書があれば納付したはずであるが、請求期間の保険料が 1 か月のみ未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 1 か月と短期間である上、請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする父親については、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の前月までの保険料を全て納付しているほか、所得比例保険料（昭和 49 年 1 月からは、付加保険料）を納付する制度の開始当初である昭和 45 年 10 月から納付する申出を行っており、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月頃に A 市において払い出されているため、請求者の陳述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は、20 歳到達後間もなく行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 51 年*月*日を資格取得日とする事務処理が行われたものと推認される。このため、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者であり、父親は、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、請求者に係る A 市の国民年金被保険者カードの備考欄には、スタンプ印があり「昭 51 年*月、納月数 1 月、納入月日、¥1,100」と判読できる記載が確認

できるところ、A市は、備考欄にスタンプ印が押されている対象者の明確な条件等は不明である旨回答しており、当時の状況を確認することができないものの、国民年金被保険者カードの備考欄にスタンプ印がある他の被保険者の納付記録及び備考欄の記載内容により、納付書が発行されていたことが推認できることから、請求者に対しても、請求期間に係る納付書が発行されていたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、請求者については、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料が全て納付されている上、上述のとおり、請求者に対して、請求期間に係る保険料の納付書が発行されていたものと考えられることを踏まえると、納付意識が高かった父親が、1か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300297号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400003号

第1 結論

平成4年*月*日から平成5年6月29日までの請求期間及び平成5年6月29日から平成6年4月11日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年*月*日から平成5年6月29日まで

② 平成5年6月29日から平成6年4月11日まで

私は、大学生の頃、A市に住んでいたが、請求期間①及び②の国民年金については、父親から保険料を納付してくれていたと聞いた覚えがある。父親は既に亡くなっており、加入手続や納付方法などは父親しか分からず、詳細については不明であるが、確かに納付してくれたはずなので、調査の上、請求期間①及び②について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号を用いて付番されているところ、請求期間①及び②については、当該基礎年金番号により、平成11年4月21日付けで国民年金の第1号被保険者資格を取得する事務処理が行われていることが確認できる。他方、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①及び②に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、父親が請求期間①及び②の保険料を納付するためには、上述の基礎年金番号とは別に国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出される必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、紙台帳検索システム

によると、請求者が居住していたとするA市及び請求者の実家のあるB町のいずれにおいても、国民年金被保険者名簿等の帳票類は索出されない。

さらに、A市及びB町は、請求者の国民年金の記録はない旨回答しており、請求者は、上述の事務処理が行われるまでは、国民年金に未加入であったものと考えられることから、父親が保険料を納付することはできない。

加えて、上述の事務処理時期（平成11年4月）を基準とすると、請求期間①及び②の保険料については、既に2年の時効が成立しており、父親は、請求期間①及び②の保険料を納付することができない。

その上、請求者から提出された資料のうち、父親に係る平成6年分から平成8年分までの所得税確定申告書によると、各年分の社会保険料控除額の欄に金額の記載はあるものの、当該資料においてその内訳が分かる記載等はなく、請求者の国民年金保険料について確認できない。

このほか、父親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300397号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400005号

第1 結論

平成3年9月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年9月から平成5年3月まで

請求期間当時、私は大学生であり国民年金保険料を納付することが難しかったため、A市B区役所で請求期間に係る免除申請を全て行った。大学卒業後、免除期間があると満額の年金がもらえないと聞き、平成7年春頃に職場の近くにあったC社会保険事務所(当時)の窓口にて約35万円を持参して請求期間に係る追納の手続をした。約35万円のうち、実際に納付した金額は覚えていないが、請求期間の保険料を全て追納したのは間違いないことを記憶している。

また、請求期間後である平成5年度の保険料については、当時、苦勞しながら現年度保険料として全て納付したと記憶しているにも関わらず、年金記録では、一部期間について、私が保険料を追納した時期である平成7年3月30日に納付したとされており、納付記録が誤って記録されている可能性があるのではないかと考えている。

さらに、年金記録において、平成4年度に係る免除申請日が大学卒業間際である平成5年3月23日に行われていることになっており、請求期間のうち、平成4年4月から平成5年1月までの期間が免除ではなく未納と記録されてしまっているが免除申請を卒業間際に行うことは考えられず、請求期間に係る記録が正しく記録されていないのではないかと考えている。

調査して、請求期間を全て免除期間に係る保険料を追納した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る記録状況については、平成3年9月から平成4年3月までは免除、平成4年4月から平成5年1月までは未納、平成5年2月及び同年3月は免除とされている。

また、請求期間当時の免除期間は、申請日の属する月の前月から当該申請日の属する年度末（3月）までであったところ、請求者については、平成3年度は申請日が平成3年10月3日、免除期間は平成3年9月から平成4年3月までとされ、平成4年度は申請日が平成5年3月23日、免除期間は平成5年2月及び同年3月とされている。

- 2 これに対して、請求者は請求期間当時、A市B区役所で請求期間に係る免除申請を全て行い、大学卒業後の平成7年春頃にC社会保険事務所の窓口に行き追納の申請を行い、請求期間に係る保険料を全て納付したにも関わらず追納記録がないとして、年金記録に係る訂正請求を行っている。
- 3 請求者は、年金記録において、請求期間のうち、平成4年4月から平成5年1月までが免除とされていないが、請求期間の免除申請は全て行ったはずである旨主張しているものの、請求者は、請求期間当時の免除申請に係る資料を保管しておらず、平成4年度の免除申請を行った時期については覚えていない旨陳述している上、日本年金機構及び請求者が請求期間同時に住所を定めていたA市は、いずれも当時の免除申請書等については保管していない旨回答していることから、平成4年度の免除申請に係る事実関係を確認できない。

また、平成4年度分のA市の収滞納リスト（平成5年11月17日作成）、請求者が保険料を追納したとする時期に住所を定めていたD市の年金管理システム及び国民年金被保険者名簿によると、平成4年度の免除期間は、いずれもオンライン記録と同様に平成5年2月及び同年3月のみとされており、請求期間のうち、平成4年4月から平成5年1月までの保険料が免除された形跡は見当たらない。

- 4 保険料の追納は、制度上、免除期間の保険料について、追納することができることと規定されているところ、上述のとおり、請求期間のうち、平成3年9月から平成4年3月までの期間、平成5年2月及び同年3月については、いずれも免除とされていることから、当該期間については、追納申込みを行った上で、納付書を取得すれば、保険料を追納することは可能であった。

しかしながら、オンライン記録において、請求者が追納申込みを行った形跡は確認できない上、請求期間のうち、平成4年4月から平成5年1月までの期間については、上述のとおり、保険料が免除された形跡は見当たらないことから、制度上、免除期間に係る追納申込みをすることはできなかったことを踏まえると、請求者に対して、請求期間の追納に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

また、日本年金機構は、請求期間当時の追納申出書等は保管していない旨回答している上、D市の年金管理システム及び国民年金被保険者名簿において、請求期間の保険料が追納された形跡が見当たらないことも踏まえると、請求者が請求期間に係る保険料を追納していたものと推認する事情は見当たらない。

- 5 請求者は、請求期間直後の平成5年度の保険料について、当時、現年度保険料として納付していたと記憶しているにも関わらず、年金記録では、平成5年度の一部期間（平成5年5月及び同年6月、平成5年8月から同年10月までの期間、平成6年3月）について、自身が保険料を追納した時期である平成7年3月30日に納付したとされていることから、納付記録が誤って記録されている可能性があ

るのではないかとの疑念を抱いている。

しかしながら、平成5年度分のA市の収滞納リスト(平成6年10月12日作成)及びオンライン記録によると、上述の平成5年度の一部期間に係る保険料が現年度保険料として納付された記録は確認できない上、上記4のとおり、請求期間の追納に係る納付書が発行されていたとは考え難いことを踏まえると、請求者が主張する納付記録の誤りがあったと推認する事情を見出せない。

- 6 このほか、請求期間の保険料が追納されていたこと示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。